

令和8年2月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
令和8年2月27日（金）午前9時30分から午前10時27分まで
- 2 開催場所
伊勢原市役所 3階 第3委員会室
- 3 教育長及び委員
教育長 宮村 進一
委員（教育長職務代理者） 濱田 光子
委員 福田 雅宏
委員 桑原 公美子
委員 長塚 繁昭
- 4 説明のために出席した職員等
教育部長 熊澤 信一
学校教育担当部長 今井 仁吾
歴史文化推進担当部長
（兼）歴史文化担当課長 立花 実
参事（兼）教育総務課長 瀬尾 哲也
教育総務課施設担当課長 畠山 純徳
参事（兼）学校教育課長 守屋 康弘
教育指導課長 西野 厚志
教育センター所長 田中 美和
社会教育課長 青木 優
参事（兼）図書館・子ども科学館長 林 かをり
- 5 会議書記
教育総務課係長 窪田 暁大
- 6 傍聴人
0人
- 7 議事日程
日程第1 前回議事録の承認
日程第2 議案第6号 伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針の策定について
日程第3 議案第7号 伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画の改定について

日程第 4 議案第 8 号 伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
について

【非公開】

日程第 5 議案第 9 号 学校嘱託医等の任免及び委嘱について

日程第 6 議案第 10 号 令和 7 年度伊勢原市立小中学校教職員ほう賞被ほう
賞者の決定について

その他

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【宮村進一】 それでは、定刻となりました。本日の出席委員は5名で、教育長及び在任委員の過半数以上が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づきまして、ただいまから教育委員会会議を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします日程第5及び日程第6につきましては、審議内容に予算及び人事案件を含みます。よって、日程第5及び日程第6については、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき非公開にしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。挙手全員。よって、日程第5及び日程第6については非公開とさせていただきます。

それでは、教育総務課長から資料の確認をお願いします。

○参事(兼)教育総務課長【瀬尾哲也】 (資料確認)

○教育長【宮村進一】 皆さん、よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【宮村進一】 それでは、日程第1「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び委員全員 (承認)

----- ○ -----
日程第2 議案第6号 「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針の策定について」

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程第2、議案第6号「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針の策定について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【熊澤信一】 それでは、議案書の1ページを御覧ください。

議案第6号「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針の策定」につきましては、学校教育を取り巻く環境変化や、これからの教育の在り方を踏まえ、将来にわたり児童生徒にとって望ましい教育環境を整え、教育水準の

維持向上等を図ることを目的とし、同基本方針を策定するため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

それでは、資料の右下に記載されておりますページ番号で、まず、4ページを御覧いただきたいと思っております。こちらの第1章、基本方針の概要から説明いたします。

項番の2、方針の対象校でございます。本方針の対象校は、市立小学校10校、そして中学校4校の全14校を対象といたします。

次に、項番の3、方針の期間です。本方針の期間は、令和8年度から令和27年度までのおおむね20年間といたしまして、策定後10年を目安に、必要な見直しを行います。

続いて、6ページを御覧ください。項番の5、本方針の策定に当たっての視点になります。望ましい学校規模等の検討は、様々な要素を含む課題でありますことから、本方針は、(1)児童生徒の教育条件の改善の視点、(2)教育機会均等確保・学びの保障の視点等、4つの視点に留意して策定を行うこととしてございます。

7ページを御覧ください。第2章、市立小中学校を取り巻く現状・課題におきましては、児童生徒数・学級数の推移と推計や、学校施設、通学の状況、さらには本市の特色ある教育活動や多様な支援の状況等の現状・課題を整理してございます。

30ページを御覧ください。第3章、本市が目指す「これからの学校」です。ここでは、本市の望ましい学校規模や学校配置に向けた検討を進めるに当たりまして、本市が目指す「これからの学校」像を32ページにお示ししてございます。「多様な人や社会との関わりの中で、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出す学校」と整理してございます。

続いて、37ページを御覧ください。第4章「望ましい学校規模・配置の考え方及び基準」です。学校規模の基準を学級数、そして学校配置の基準を通学距離と通学に要する時間と定義いたしまして、本市における基準を整理しております。学校規模の基準につきましては41ページ、さらに、学校配置の基準につきましては43ページに、それぞれお示しをしております。

続きまして、44ページを御覧ください。第5章「望ましい学校規模等に近づけるための対応策及び基準」です。本方針で定める望ましい学校規模の基準を下回る小規模校に対する対応策について整理をし、対策の検討を開始する基準及び時期を示しています。

続きまして、48ページを御覧ください。第6章「望ましい学校規模等に向けた対応策の検討」です。今後の検討に当たっての考え方や手順、対応策の検討に当たり配慮すべき事項を整理しています。

最後に、今後の基本方針の公表に向けたスケジュールでございます。本基本方針案について、本日御承認をいただけましたら、市議会3月定例会の最終日に市長から行政報告を行った後、市ホームページにおいて基本方針を公表したいと考

えています。

なお、本方針案の51ページに記載の附属資料につきましては、基本方針を公表する際に、本日の議案審議や市議会での行政報告を含めまして、これまでの策定経過等を整理し、追記をいたします。

私からの説明は以上となります。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの提案説明について、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○委員【福田雅宏】 20ページ「エ、地域の人材や大学生等の活用」の「活用」という表現が、上から目線の表現に感じました。ほかの表現方法はないでしょうか。

○教育部長【熊澤信一】 確かに、委員がおっしゃるように、人の活用、趣旨としましては、様々な人材の協力を仰ぎながら、一緒に目標とするところに向かっていくという内容で入っているところではありますが、御意見を受け止めまして、どういった代替があるか、検討いたします。

○教育長【宮村進一】 「活用」という言葉については、教育行政文書ですとか資料の中でも一般的になっておまして、学校教育にいろんな外部の方を絡めているような取組を進める上で、通常使われる用語ですが、委員の趣旨も理解できますので「活用」の前に「人材」を追記したいと思います。

○教育長【宮村進一】 附属資料として挙げられている策定の経過や在り方検討会議の委員からの主な意見等については、策定後、議会報告の後に添付して公開するという理解でよろしいですか。

○教育部長【熊澤信一】 今日の会議の経過も含めて整理をしておまして、教育委員会事務局内で決裁を取った上で、補足資料として添付して公表してまいりたいと考えます。

○教育長【宮村進一】 分かりました。ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、日程第2、議案第6号「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針の策定について」、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。それでは、御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

日程第3 議案第7号 「伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画の改定について」

○教育長【宮村進一】 続いて日程第3、議案第7号「伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画の改定について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【熊澤信一】 議案資料の53ページを御覧ください。議案第7号「伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画の改定」につきまして、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案をいたします。

同実施計画につきましては、年度ごとの予算編成を踏まえました事業見直しを基に見直しを諮りまして、毎年度改定することとしております。本日は、令和8年度から令和9年度までの2年間の実施計画案につきまして、提案するものでございます。

資料54ページ以降が計画案となっております。まずは、計画の全体構成について御説明いたしますので、55ページの目次を御確認ください。

第1章が、「実施計画の概要」でございます。そして第2章が「計画体系と「主な取組」」の、2章構成になっております。

56ページをお開きください。第1章、実施計画の概要の項番の1、策定の目的です。本実施計画は、第3期教育振興基本計画に掲げる施策を着実に推進するため、基本計画の下位計画として主な取組を定めるものとなります。

次に、57ページです。項番の4、目標別の主な取組数の増減を御覧ください。記載の表につきましては、教育振興基本計画に掲げる目標1から目標5に位置づけます主な取組の数につきまして、現行計画であります令和7年度から9年度までの実施計画との比較増減を記載した表になります。

目標1から3までと目標5につきまして、主な取組数の増減はございません。目標2、児童生徒の成長と学びを支える環境の整備につきましては、表の下に記載をさせていただいておりますとおり、まず、(1)の取下げとなる取組につきまして、給食費の公会計化の取組が完了したことによる取下げとなっております。

さらに、新規の取組といたしまして、令和8年度から新規事業化をいたします小中学校体育館空調設備の整備、及び小中学校給食費に対する支援を主な取組に加えております。

これによりまして、上の表の中の太枠、取組数の増減の合計欄に記載してございますとおり、主な取組数の合計数が78本となりまして、現行計画の取組数である77本から、1本増加となっております。

次のページ以降が第2章でございます。計画体系と主な取組となりまして、58ページから62ページにかけて、項番1としまして、計画体系をお示ししてございます。

さらに63ページ以降に、項番2といたしまして、主な取組別の年度ごとの計画を記載してございます。新規の取組となります2本の取組に加えまして、継続となる各取組につきましても、各目標の実現に向けまして、効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、実施計画の公表に向けた今後のスケジュールです。本日、

本計画案について御承認をいただけましたら、こちら市議会3月定例会の最終日に市長から行政報告をした後、市ホームページにて公表する予定となっております。

私からの説明は以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問などございましたらお願いします。

○委員【福田雅宏】 66ページの下段、指導補助員の配置について、右下の実施計画では、指導補助員の配置は各校1「人」から2「人」になっているのですが、下は1「名」となっています。表現を揃えた方がいいかと思います。

また、各校1名なのか、全校で1名なのか、分かりにくい箇所があります。

○教育長【宮村進一】 いかがですか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 例えばさっきの指導補助員ですが、1名というのは、これは市として1名という捉えになります。次ページのICT支援員についても市としても支援員の人数がいますので、これはデータ技師3人、それが各校がという捉えです。なお、次ページのALTの配置人数については、「中学校の各学級における」というふうに記載していますので、これは各学級で17回という表現です。

○教育長【宮村進一】 各課がそれぞれ統一して、全体を通して統一性をという御意見だと思いますが。「人」だったり「名」だったり、これは、数字を変えるということじゃなく、表記の仕方ということで、修正は可能ですか。

○教育部長【熊澤信一】 はい。ふさわしくないものについて修正は可能なのですが、先ほど担当部長もお答えしたとおり、人数について、学校教育の分野で言えば、「各学校ごとに何人」というふうに表示するのは、基本的に各学校というふうに表示をしています。そういった表記が特段ないものについては、市全体として何回というような表記に原則なっております。

あと、教育長がおっしゃっていた「人」と「名」、これはそれぞれの取組によってふさわしい表記の仕方があろうかと思いますが、また、もう一度確認させていただきます。

○教育長【宮村進一】 要は、基本的には何もただし書がない場合は市全体としての人数や回数であり、各校ごとといった修飾語がついている場合は、そのように表現しているということです。

「人」と「名」については、事務局で確認して対応してください。

○委員【福田雅宏】 79ページ4-(2)-2「教育相談の充実」について、1日当たり10.2人となっていますが、表現が分かりづらいと感じます。

これは、市全体として1日10.2人という意味でしょうか。

○教育センター所長【田中美和】 1週間あたりの勤務する人数の合計から、1日当たり平均値を出しています。

○委員【福田雅宏】 分かりました。86ページですが、昨年度もお伺いしたのですが、講習会や教員を対象にした勉強会のアーカイブはあるのでしょうか。あるのなら書いたほうが、アピールになるのではないかと思います。

○教育長【宮村進一】 これは市教委としての取組ではないので、この計画に載せることはしませんが、県や国でも今、伊勢原の教員が自力でそういったところにアクセスするというものも多くあります。参考までにとのことです。

○教育長【宮村進一】 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

○委員【濱田光子】 質問ですが、90ページ下段の学校施設個別施設計画の進行管理について、行程にも進行管理という言葉が入っていますが、これを評価する場合、具体的にどのように評価するのか教えていただきたい。

○教育総務課施設担当課長【畠山純徳】 計画に基づいて、事業、改修工事等が計画通り進んでいるかを評価します。

○教育部長【熊澤信一】 補足してよろしいでしょうか。学校施設の大規模な改修なども含めて、工事を計画の中で位置づけているのはこの学校施設の個別施設計画になりますが、この主な取組の中の、取組の内容としましては大きく2つございまして、それがこの年度別計画の2つの項目で表されているのですが、1つは現行計画が計画どおりに管理されているかどうかを、毎年、言葉のとおり進行を管理していきますという取組が1つ。あともう1つは、こちらの計画の定期的な改定が一定の期間ごとにございまして、それを2つ目の項目の計画改定というところでお示しをしております。

具体的には令和8年度、来年度に向けて、9年度以降の計画をリニューアルしたい、計画改定したいという考えがございますので、そこで、この令和8年度のところに計画の改定ということで位置づけをしているところがございます。

ですので、繰り返しになってしまうかもしれませんが、現行計画が計画どおり進められるかどうかを確認することと、大きな計画改定の2つを位置づけているということになります。

○教育長【宮村進一】 ですから、この取組を評価するとすれば、実際の計画どおりに工事、整備が行われているかどうか、教育委員会としての認識を毎年度の点検評価で行うことになるのでしょうか。

○委員【濱田光子】 学校見学をさせていただいて、建築年数の長いところと浅いところの、特に私は、衛生面について、トイレとか手洗い場とかという部分も非常に差があるなというのを感じたものですから、それはもちろん計画の中に入れておられて、進んでいないところからやるという計画だと思うのですが、今年度というか前年度を見た段階では、本当に差があるなというのを感じたものですから、この2年の計画の中で、なるべくその差がないように計画は立てられると思うんですが、その辺もまた、見学に行ったときに確認させていただけたらなと思った次第です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、日程第3、議案第7号「伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画の改定について」、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 よろしいですか。

それでは、御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第8号 「伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」

○教育長【宮村進一】 続いて、日程第4、議案第8号「伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 125ページ、議案第8号「伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」でございます。

伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

提案理由といたしましては、伊勢原市学校協議会規則第9条第1項中、委員の任期を改めるためということでございます。

126ページを御覧ください。伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則、伊勢原市学校運営協議会規則の一部を次のように改正するとしております。

第9条第1項中「年度の末日」を「年度の翌年度の4月末日」に改めるということでございます。

附則として、この規則は令和8年4月1日から施行するとしております。

127ページは、新旧対照表ですので、御覧いただければと思います。

このことにより、令和8年度の任期につきましては、令和9年の4月30日までになります。

経緯としましては、委員となる地域の皆様、自治会、民生委員、青少年指導員等々がいらっしゃいますが、これまでを見ますと、所属の改編もしくは所属内の役割分担、どなたに学校運営協議会代表として出ただけかとか、そういった変更を決めていただけるのが、多くは4月に入ってからという実態がありまして、そういった状況を踏まえ、より実効性ある組織として、学校運営協議会を年間を通して設置をしていくといった観点から、提案するものです。

説明は以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。要は穴を空けないということで、年間の中で、常に学校運営協議会が存在しているという趣旨の規則改定でございます。何か御質問、御意見ございますか。

○委員【長塚繁昭】 確認ですけど、そうすると、その団体の中の位置づけとして出ていた方が、その団体の中では前年度の末、要するに3月末で団体の中の職は終わりですよとなったとしても、市としての委員の職については4月末日までは勤めていただくという感じになるわけですね。

○教育指導課長【西野厚志】 そうです。

○委員【長塚繁昭】 分かりました。

○教育長【宮村進一】 よろしいですか。

それでは、日程第4、議案第8号「伊勢原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 それでは、御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

【非公開】

日程第5 議案第9号 「学校嘱託医等の任命及び委嘱について」

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第6 議案第10号 「令和7年度伊勢原市立小中学校教職員ほう賞被ほう賞者の決定について」

原案のとおり可決

----- ○ -----

その他

○教育長【宮村進一】 続いて、その他でございます。委員の皆さんから何かございますか。

事務局からは何かございますか。

ないようですので、最後に、来月の定例会日程をお願いします。

○参事(兼)教育総務課長【瀬尾哲也】 次回、3月27日の金曜日、午前9時30分から、場所は市役所本庁舎3階の議会第3委員会室で開催となります。

以上です。

○教育長【宮村進一】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前10時27分 閉会